

庄新町地区乗合タクシー運営委員会規則

(名 称)

第1条 この会の名称は、庄新町地区乗合タクシー運営委員会（以下「委員会」という。）とします。

(目 的)

第2条 委員会は、庄新町地区乗合タクシーの運行について、地区住民、交通事業者、市と協議・調整を行いながら、利用者の確保・拡大に努め、永続的な運行を目指すとともに、適正に運営することを目的とします。

(委員会の対象)

第3条 委員会の運営は、庄新町地区乗合タクシーを運行する町内会（以下「町内会」といいます。）の範囲をもって、その対象とします。

(委員会の活動)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行います。

- 1 定期的な委員会の開催による適正な運営に関すること。
- 2 利用者の確保、利用率向上等、健全な運行に関すること。
- 3 運行費の一部負担に関すること。
- 4 市の運行補助金、地域協力金等の運行費の適切な管理に関すること。
- 5 乗降場設備等の設置及び管理等に関すること。
- 6 運行に当たっての啓発活動に関すること。
- 7 その他、委員会で必要と認めた事項に関すること。

(委員会の会員)

第5条 委員会の会員は、第3条の運営対象範囲に居住する人又は、委員会の趣旨に賛同する人としてします。

(運営委員)

第6条 委員会には、第5条に規定する会員のうちから、運営委員を置きます。

- 1 運営委員は、委員会の総会において、会員の推薦により決定します。
- 2 町内会が複数の地区に及ぶ場合は、それぞれの町内会の規模等を勘案しながら、適切に運営委員を選任すること。
- 3 運営委員の任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。
- 4 運営委員は、第3条に規定する活動を主体的かつ積極的に行い、適正な

委員会の運営に努めるものとします。

(役 員)

第7条 委員会には、第6条の運営委員のうちから、次の役員を置きます。

- 1 委員長：1名 副委員長：2名 監事：2名
- 2 委員長、副委員長及び監事は、運営委員の過半数の推薦により選任します。
- 3 役員の任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。
- 4 委員長は、委員会を代表し、運営に関する事務等の総括管理を行います。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、運営に関する事務等の管理を行います。
- 6 監事は、委員会の会計及び資産の状況を監査します。
- 7 委員会の委員長ほか、運営委員は、別紙「委員会名簿」のとおりとします。

(選 任)

第8条

- 1 運営委員は、委員会の総会において会員の推薦により選任します。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会委員の過半数の推薦により選任します。

(委員会の総会)

第9条 総会は、年1回委員長が招集します。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができます。

総会は、次に関する事項を審議し、決定します。

- 1 乗合タクシーの運行に関する重要な事項に関すること。
- 2 運行費の収入及び支出に関すること。
- 3 乗降場設備等の設置等に関すること。
- 4 規約の制定、改廃に関すること。
- 5 運営委員の選任に関すること。
- 6 会員の過半数の同意に基づき、発議された事項に関すること。
- 7 その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(報告及び決算)

第10条 事業報告及び運行費の決算は、委員長が事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受けた後、毎年、会計年度終了後に総会の承認を受けるものとします。

(町内会への周知)

第11条

- 1 第4条の委員会の活動内容について、年1回以上、町内会に報告します。
- 2 第3条に基づく委員会の対象が、地区の複数の町内会となる場合で、何らかの事情により委員会総会への出席数が少ないと判断された地区は、第9条及び第10条に関する事項は、各地区の町内会において、地区代表の役員又は運営委員が必ず、報告することとします。

(事務局)

第12条 委員会に事務局を設け、事務局を庄新町公民館に置きます。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が役員及び運営委員の意見を聞き、別に定めることとします。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行します。